平成２５年 ６月１４日

各　　位

会 社 名　日 本 テ レ ホ ン 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　高 山　守 男
（JASDAQ・コード番号：９４２５）
問合せ先　執行役員　管 理 本 部 長
兼　経営企画部長
茶 谷　喜 晴
電話番号　０６－６８８１－６６１１

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年６月14日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、「第２５期 定時株主総会」に付議する定款の一部変更につきましては、平成 25 年７月 23 日開催予定の当社「第２５期 定時株主総会」における定款変更案の承認を条件としております。

記

１．株式分割の実施、単元株制度の採用および定款一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式１株を「100株」に分割すると共に、「100株」を１単元とする単元株制度を採用するため、定款の一部を変更いたします。

なお、この株式分割および単元株制度の採用に伴う実質的な投資単位の変更はありません。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成 25 年 10 月 31 日(木曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式１株につき、「100 株」の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	：	34,090 株
今回の分割により増加する株式数	：	3,374,910 株
株式分割後の当社発行済株式総数	：	3,409,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	：	12,400,000 株

（３）分割の日程

基準日設定公告日	：	平成 25 年 10 月 15 日（火曜日）
基　　準　　日	：	平成 25 年 10 月 31 日（木曜日）
効 力 発 生 日	：	平成 25 年 11 月 1 日（金曜日）

３．単元株制度の採用

（１）新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を「100 株」といたします。

（２）新設の日程

効 力 発 生 日　　：　　平成 25 年 11 月　1 日（金曜日）

なお、本単元株制度の新設に伴い、平成 25 年 10 月 29 日（火曜日）をもって、大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）における当社株式の売買単位も 100 株に変更されます。

４．平成 25 年６月 14 日開催の取締役会決議に基づく定款の一部変更

上記「２．株式分割の概要」及び「３．単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第２項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 11 月１日（金曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

（１）変更の理由

① 発行可能株式総数を株式の分割に応じて増加させるため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更いたします。
② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株数を 100 株とするため、変更案第７条（単元株式数）を新設いたします。
③ 現行定款の第７条以下について、条数の変更等所要の変更を行います。
④ 第６条の変更、第７条の新設およびそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

（２）変更の内容

変更内容は以下の通りであります（下線部は変更箇所）。

現 行 定 款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、124,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、12,400,000 株とする。
（新 設）	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は100株とする。
第７条から第 43 条　（条文の記載は省略）	第８条から第 44 条　（現行通り）
（新 設）	（附 則） 第１条　第６条の変更、第７条の新設およびそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 11 月１日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。

５．平成 25 年７月 23 日開催予定の第２５期 定時株主総会に付議する定款の一部変更

（１）変更の理由

① 単元株制度の導入に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第８条の新設を付議いたします。
② 現行定款の第８条以下について、条数の変更等所要の変更を行います。

（２）変更の内容

変更内容は以下の通りであります（下線部は変更箇所）。

現 行 定 款	変 更 案
（新 設）	（単元未満株主の権利制限） 第８条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１） 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２） 取得請求権付株式の取得を請求する権利 （３） 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
第８条から第 44 条 （条文の記載は省略）	第９条から第 45 条 （現行通り）
（附 則） 第１条 第６条の変更、第７条の新設およびそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 11 月１日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。	（附 則） 第１条 第６条の変更、第７条および第８条の新設およびそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 11 月１日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。

以 上